

イノベーション創成センター起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備（電解放出型透過電子顕微鏡（F E T E M））の管理及び使用に関する取扱いについて

（趣旨）

第1 この取扱いは、理工研究域に所属し、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）において管理する電解放出型透過電子顕微鏡（以下「設備」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

（物品使用責任者）

第2 設備の物品使用責任者（国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第2条第1項第9号に規定する物品使用責任者をいう。）は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）とする。

（F E T E M管理室）

第3 設備の保守管理のため、ラボラトリーにF E T E M管理室（以下「管理室」という。）を置く。
2 管理室に室長を置き、本学教員の中からラボラトリー長が指名する。
3 管理室に室員を置き、使用者の中からラボラトリー長が指名する。

（使用資格）

第4 設備は、室長から、使用を承認された次に掲げる者が使用することができるものとする。
（1） 本学の教職員
（2） 本学の大学院生及び研究室配属の学部生
（3） 研究生・研究員及びこれに準ずる者
（4） その他ラボラトリー長が適当と認めた者

（使用申請）

第5 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。
（1） 設備を使用しようとする者は、別紙様式の使用申請書を室長に提出し、その承認を得なければならない。
（2） この申請は、本学の教職員に限るものとする。
2 室長は、使用申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（使用承認の取消し等）

第6 室長は、前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用承認の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の承認を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

- 第7 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。
- 2 使用者は、設備の使用に当たっては、室長及び室員の指示に従わなければならない。
 - 3 使用者は、承認された目的以外に設備を使用してはならない。
 - 4 使用者は、機器の故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかに室長に報告しなければならない。
 - 5 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。
 - 6 使用者は、設備の使用について、所定の記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(損害賠償)

- 第8 使用者は、その責に帰すべき事由により、設備を滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(受益者負担)

- 第9 使用者は、設備の使用に係る費用を負担しなければならない。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。
- 2 使用料は、ラボラトリー長が別に定める。

(雑則)

- 第10 この取扱いに定めるもののほか、設備の使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。